

令和3年和光市議会6月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第2号	継続費逡次繰越しの報告について（令和2年度埼玉県和光市水道事業会計）
担 当	企業経営課

【目的】

令和2年度埼玉県和光市水道事業会計のうち、南浄水場自家用発電機更新事業及び10号取水井戸更新事業について、翌年度への逡次繰越額が決定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

南浄水場自家用発電機更新事業及び10号取水井戸更新事業の継続費の年割額に係る予算残額について、以下のとおり逡次繰越しをしました。

事業名	翌年度逡次繰越額
南浄水場自家用発電機更新事業	101,585,000円
10号取水井戸更新事業	22,660,000円

報告第3号	継続費通次繰越しの報告について（令和2年度埼玉県和光市下水道事業会計）
担当	企業経営課

【目的】

令和2年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、谷中川第4号雨水幹線整備工事について、翌年度への通次繰越額が決定したため、地方公営企業法施行令（昭和27年法律第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

谷中川第4号雨水幹線整備工事の継続費の年割額に係る予算残額について、次のとおり通次繰越しをしました。

事業名	翌年度通次繰越額
谷中川第4号雨水幹線整備工事	40,000,000円

報告第4号	繰越明許費繰越しの報告について（令和2年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）、（第7号）、（第9号）及び（第11号）で計上しました20事業の繰越明許費のうち、年度内に終了した事業を除いた19事業について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の19事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額
広沢複合施設整備 （総合児童センター・市民プール整備事業）	184,646,850円
広沢複合施設整備 （想定外地中埋設物撤去負担金）	47,200,000円
第三次和光市環境基本計画策定 （第三次和光市環境基本計画策定事業）	404,000円
コミュニティ施設整備 （新施設建設事業）	227,100,000円
子育て応援特別給付金 （子育て応援特別給付金支給事業）	20,767,052円
新型コロナウイルスワクチン住民接種 （新型コロナウイルスワクチン住民接種体制整備事業）	551,048,085円
産業振興協議会運営 （産業振興計画策定業務委託）	11,000,000円
地域店舗応援プレミアム付商品券交付 （プレミアム付商品券交付事業）	37,000,000円
道路補修 （橋梁点検業務委託）	71,000,000円
道路補修 （西寺の上橋耐震補強事業）	77,800,000円
道路補修 （市道408号線舗装修繕事業）	22,316,000円

道路整備 (市道365号線道路改良事業)	29,000,000円
道路整備 (芝宮橋整備事業)	20,000,000円
和光北インター東部地区まちづくり推進 (地域分断対策検討等業務委託)	2,130,480円
長期未着手土地区画整理事業の見直し業務 (中央地区整備方策調査業務委託)	4,950,000円
アーバンアクア公園整備 (アーバンアクア公園整備事業)	5,830,000円
コンピュータネットワーク整備(小・中学校) (ローカルブレイクアウト用回線環境整備事業)	7,377,000円
小学校施設整備 (第五小学校境界堀改修事業)	23,650,000円
和光市総合体育館施設整備 (照明交換設計及び特定天井調査設計業務委託)	6,479,000円

報告第5号	繰越明許費繰越しの報告について（令和2年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
担当	財政課

【目的】

令和2年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）及び（第3号）で計上しました2事業の繰越明許費のうち、年度内に終了した事業を除いた1事業について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の1事業について繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額
駅北口土地区画整理推進（駅北） （区画道路築造整備事業）	107,187,000円

議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例等の一部を改正する条例）
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の施行に伴い、和光市税条例等の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 個人市民税（住宅ローン控除の拡充）

床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋についても住宅ローン控除の対象とし、13年間の適用期間を延長とする。また、期間中合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しないこととなります。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。〔附則第26条関係等〕

2 固定資産税

(1) 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに現行の負担調整措置の仕組みを継続します。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。〔附則第12条関係〕

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延長します。〔附則第10条の2関係〕

3 軽自動車税

(1) 環境性能割の税率区分の見直し

軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、令和2年度末が見直しの時期に当たることから、目標年度が到来した令和2年度（2020年度）燃費基準の達成状況も考慮しながら、

令和12年度（2030年度）燃費基準のもとで税率区分を見直すこととしています。〔第69条の5関係〕

(2) 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の臨時的軽減措置については、新型コロナウイルス感染症の状況や、経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。なお、この措置による減収については全額国費で補填されます。〔附則第15条の3関係〕

4 その他の改正

法改正に併せて所要の規定を整備（条項ずれ修正、文言の修正追加等）します。

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第28号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
--------	---

担 当	課税課
-----	-----

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

【内容】

地方税法等の改正に伴う都市計画税の特例適用期間の終了延長に対応するため。適用条項の廃止ずれ等の修正を行い所要の規定を整備します。

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第31号	和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の施行に伴い、令和3年3月31日専決処分したもの以外について、所要の改正を行うものです。

【内容・施行日】

1 均等割・所得割の非課税限度額の範囲を見直します。〔第12条・第28条の3・附則第5条〕

（施行期日・令和6年1月1日）

2 通常の医療費控除に替え、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、令和9年度まで5年間延長します。〔附則第6条〕

（施行期日・令和4年1月1日）

議案第32号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	建築課

【目的】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正法（令和元年法律第4号）の施行に伴い、関係する手数料について所要の改正を行うものです。

【内容】

別表第7号 都市の低炭素の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係及び別表第8号 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係について、以下の内容を改正します。

- ・法改正に伴う条ずれを修正します。
- ・適合義務制度拡大に伴い、300㎡～の手数料の設定を見直します。
- ・軽微変更該当証明の手数料を設定します。

【施行期日】

公布の日から施行

議案第33号	和光市民プール設置及び管理条例を定めることについて
担 当	スポーツ青少年課

【目的】

和光市広沢複合施設整備事業の一環として、令和3年12月4日に供用開始となる和光市民プールの設置及び管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

【内容】

設置管理条例として、和光市民プールの設置、名称及び位置、事業、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、開館時間、休館日、利用許可等、利用許可の制限、目的外利用等の禁止、遵守事項等、利用許可の取消し等、利用料金等、利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の返還、特別の設備等、原状回復の義務、損害賠償、委任に係る規定を定めます。

【施行期日】

令和3年12月4日

議案第34号	和光市児童館等設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて。
担当	保育施設課

【目的】

この条例は、令和3年12月に和光市広沢複合施設にて和光市総合児童センターが開設することにより、和光市児童センター設置及び管理条例を制定することから、本条例内に記載されていた和光市総合児童センターに関する文言の削除及び和光市児童センター設置及び管理条例と合わせた内容へ改正するものです。

【内容】

- 1 和光市児童センター設置及び管理条例を制定することにより、児童館の単独条例として内容を改正
- 2 和光市児童センター設置及び管理条例と文言を合わせたものへ内容を改正。なお、従前の開館時間、休館日等に変更はありません。

【施行期日】

令和3年12月4日から

議案第35号	和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保育施設課

【目的】

令和3年度学童クラブ夏休み入所から、市内全エリアの公設学童クラブにおいて、小学校の長期休業期間中の早朝延長事業を実施するにあたり、時間・料金等の必要事項を追加するものです。

【内容】

- 1 実施時間：春休み・夏休み・冬休み中は午前7時30分から午前8時まで
- 2 利用料：日額150円・月額650円（5日以上の利用）

【施行期日】

条例公布日から（令和3年夏休みから適用します。）

議案第36号	和光市児童センター設置及び管理条例を定めることについて
担 当	保育施設課

【目的】

和光市広沢複合施設整備事業の一環として、令和3年12月4日から供用開始となる和光市総合児童センターの設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定により必要な事項を定めるため、この案を提出するものです。

【内容】

設置管理条例として、和光市総合児童センターの設置、名称及び位置、事業、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、開館時間、休所日、利用許可等、利用許可の制限、目的外利用等の禁止、遵守事項及び指示、利用許可の取消し等、利用料金等、利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の返還、特別の設備等、原状回復の義務、損害賠償、委任に係る規定を定めます。

【施行期日】

令和3年12月4日から

議案第37号	和光市民プールの管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	スポーツ青少年課
<p>【目的】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、和光市民プールの指定管理者を指定するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 指定の相手方</p> <p>(1) 所在地 埼玉県和光市下新倉5丁目1番1号 (2) 名 称 PFI和光市広沢株式会社 (3) 代表者職氏名 代表取締役 西岡 正樹</p> <p>2 指定管理者が行う主な業務</p> <p>(1) プールの利用に関する業務 (2) 水泳教室等の事業の実施に関する業務 (3) 利用に係る許可等に関する業務 (4) 利用に係る料金の收受等に関する業務 (5) 維持管理及び修繕に関する業務</p> <p>3 指定期間 令和3年12月4日から令和23年3月3日まで</p>	

議案第38号	和光市総合児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	保育施設課

【目的】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、和光市総合児童センターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

- 1 指定の相手方
 - (1) 所在地 埼玉県和光市下新倉5丁目1番1号
 - (2) 名 称 PFI和光市広沢株式会社
 - (3) 代表者職氏名 代表取締役 西岡 正樹

- 2 指定管理者が行う主な業務
 - (1) 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導に関すること。
 - (2) 施設、遊具その他の設備の利用による児童の健康及び体力増進に関すること。
 - (3) 利用に係る許可等に関する業務
 - (4) 利用に係る料金の収受等に関する業務
 - (5) 維持管理及び修繕に関する業務
 - (6) 児童館その他の児童福祉施設等との連絡調整に関する業務

- 3 指定期間

令和3年12月4日から令和23年3月3日まで

議案第39号	和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	スポーツ青少年課

【目的】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び和光市立公園条例第22条の規定（昭和44年条例第16号）に基づき、和光市アーバンアクア公園の指定管理者を指定するものです。

【内容】

1 施設概要 アーバンアクア公園

- ・野球場 1面（外野：天然芝、内野：クレー）
- ・庭球場 8面（3面はフットサル兼用：人工芝）
- ・フットサル場 2面（テニスコート兼用：人工芝）
- ・サッカー場 1面（子供用2面兼用：人工芝）
- ・多目的広場A 1面（ソフトボール場2面：クレー）
- ・多目的広場B 1面（サッカー場1面（子供用2面兼用）：クレー）
- ・管理事務所 事務室、会議室、更衣室 等
- ・駐車場、駐輪場

2 指定の相手方

(1) 所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
さいたま新都心LAタワー30F

(2) 名 称 和光スポーツパーク共同事業体
(代表構成員) 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
さいたま新都心LAタワー30F
株式会社クリーン工房
代表取締役 川鍋 大二

(構 成 員) 鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号
株式会社セイカスポーツセンター
代表取締役 玉川 文生

3 指定管理者が行う主な業務

- (1) 当該施設の利用の許可に関する業務
- (2) 当該施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- (3) 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及に資する事業の実施に関する業務
- (4) 当該施設及び備品の維持管理に関する業務

4 指定管理期間

令和3年10月1日から令和8年3月31日まで